

預金保険法第 80 条に基づく報告書（補遺）

平成 14 年 7 月 24 日

上田商工信用組合

金融整理管財人 佐藤 亘司

金融整理管財人 土屋 準

I はじめに

上田商工信用組合は、平成 13 年 12 月 28 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命じる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第 80 条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成 14 年 6 月 19 日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第 83 条に基づき行った上田商工信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第 1 はじめに

金融整理管財人は、上田商工信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらの者であったものに対する責任追及を行うことが重要な任務のひとつとされていることから(預金保険法第 83 条)、就任後、関係役職員からの聴き取り調査に始まり、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が、金融整理管財人、公認会計士および弁護士等を委員とした責任解明委員会を発足させる等をして、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきました。

金融整理管財人による調査は、主として、当組合の破綻直前の資産の処分、組合員への出資の払い戻し、破綻した融資先の内容等についての聴取調査を通じて行われました。とりわけ、平成 14 年 1 月 26 日に立ち上げました責任解明委員会における調査においては、平成 14 年 8 月 5 日の事業譲渡日までの限定された期間の中で、より実効的な調査結果を得るために、公認会計士及び弁護士によって、破綻した大口融資先を選別して記録を精査し、問題点を分析するという手法を採用しました。その今日までの状況について報告します。

第 2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等(中小企業等協同組合法 112 条)報告義務違反(協同組合による金融事業に関する法律 10 条)などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等、関係帳簿等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきました。

当初から回収見込みのない融資で、貸し手側と借り手側の情実に基づい

てなされたのではないかと考えられるような事案については、当組合に対する背任罪の対象となるや否やについて慎重な調査が必要と考えております。しかし、告発等の可能性を判断するためには、担当者の事情聴取を含めた更なる慎重な調査が必要であり、よって、現在までに、明白に刑事責任に該当すると判断するに至った事案は確認されていません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年9月30日末を基準日とする自己査定を実施した結果、大幅な貸出金償却・貸倒引当金の引当が必要であることが判明し、更有価証券評価差額金の計上を余儀なくされた結果2,390百万円の債務超過となることが判明したことから、自主再建を断念し、破綻公表に至ったものです。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先への貸出残高は、平成13年12月31日現在で債務者数1,300先、貸出残高23,066百万円となっています。

金融整理管財人は、まず、破綻直前の資産処分、出資金の払戻等について関係役職員等から聴取調査を行っております。資産の処分時期、資産の処分方法、出資金の払戻時期等についての旧経営陣の経営判断に対して、民事責任の追及の可否の観点からは、必ずしも責任追及が可能であると判断するには現在のところ至っておりません。

融資先については、精力的な調査を行いました。破綻先、実質的破綻先の中より金融検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうち大口与信先を調査対象としました。調査の方法は、責任解明委員会を通じて貸出稟議書（付属書類を含む）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員からの事情を聴取するなどして、取引の経緯、融資審査の実態、担保徵求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

また、当組合の役員または役員の親族が経営するか、または、経営陣として参加している企業に対する融資については、違法性がなかったか否か慎重な調査・検討を行っています。

2 調査の結果

(1) 当組合の役職員からの事情聴取と関係資料から総合的に判断しますと、総じて以下の原因で、当組合の債務超過が必然的に顕在化して経営破綻に至った構造が印象として浮かび上がります。すなわち、バブル崩壊後の長引く不況、資産価値の下落等を背景として、主たる融資先である

サービス業、建設業、卸・小売業、不動産業を中心に大口を含む融資先の経営環境が悪化し、更には担保不動産の担保価値の下落によって融資先の不良債権化が進行していく一般的傾向性の中において、当組合内部においても、旧経営陣における牽制機能が欠けていたこと、信用リスクに関する旧経営陣および役職員の理解および認識が不足していたこと、さらに、融資に関する審査・管理並びに貸出金の管理・回収が必ずしも十分ではなかったこと等に起因して、大口先を含む貸出資産の改善が進まず、一方において、償却・引当額が大幅に不足してしまっていたため、平成13年9月30日を基準日とする自己査定において債務超過が一挙に顕在化したものであります。

(2) 個々の融資案件を検討しますに、やはり保全不足が多く見られました。バブル崩壊に伴う不動産価値の下落という一般的要因のみに留まらず融資時とりわけ追加融資の際に担保不動産の価値が既に下落しているにも拘わらず、融資先の不動産の担保価値の評価についてその下落を適切に把握せずに据え置いた事案等、担当役職員が融資先の慎重な検討を行うことなく漫然と融資を実行しているものが多くみられました。

これらの事案は、担保の有無のみに基づいて融資判断が行われ、事業の将来性等について、人物分析、財務分析等も含めた総合的かつ慎重な検討を行いつつ、充分な保全措置を行っていくという、あるべき基本姿勢が当組合には欠如していたのではないかと、当組合の融資に関する基本姿勢については判然としないものが感じられました。

(3) 当組合の融資先として貸出を実行するには、貸出の取組姿勢に適切さを欠いていると疑われるものも数件ありました。前年度に多額の損失を計上している企業、債務超過と推測される企業に相当額の融資を実行している事案、実質的に迂回融資または分散融資を実行したのではないかとの印象の持たれる事案等がありました。また、当組合の役員親族・縁者が役員となっている企業への貸付、当組合の役員自身が役員となっている企業への貸付がありました。これらの事案については、融資に至る手続面で問題がなかったかどうか、法令・定款違反の問題の観点、および、かかる問題に至らずとも、当組合の旧経営陣による経営判断として果たして妥当性があったか否か、善管注意義務違反があったか否かについて、今後、さらに慎重な検討が必要であると判断しております。

(4) 債権回収の側面についても適切さが疑われるものが少なからずありました。融資先からの元本返済がかなり以前から停止しているにもかかわらず、当組合の担当者がこれを漫然と放置している事案等、当組合による返済計画が慎重に検討されたのかが疑われる事案が少なからず存在しました。当初から一度も元本を完全に回収することなく、次々と元金を増加さ

せて貸付を実行しているうちに結果として利息・元金ともに回収できなくなつた事案も見られました。また、他の金融機関が担保権の実行による回収を行つてゐる融資先については、当組合も他の金融機関に遅れることなく担保権実行の措置を行つてさえいれば、もっと充分な債権回収ができるはずであるにも拘わらず、当組合の担当者がこれを漫然と放置したために担保価値が下落して、結果として極めて不十分な債権回収しか実現できなかつたのではないかと疑わせる事案もありました。

(5) 債権管理自体が杜撰であるとの疑いが認められる事案も散見されました。関連会社間で複雑かつ不明朗な資金流用、付け替えが行われ、それが読み取れる財務諸表を融資先から徴求しているにも拘わらず問題点の必要充分な分析ができず、充分な調査検討を行うことができないまま、結果としてこれを放置してしまつたとみられる事案がありました。また、融資先との関係で他の金融機関が既に不良債権処理を行つてゐるにも拘わらず当組合はこれを漫然と放置し、未収利息を課税利息のまま放置したとみられる事案もありました。

3 調査結果に基づく検討

(1) 以上の調査結果に基づき、民事責任の有無を検討する必要性があると思われる問題点を大別しますと、①法令・定款等の明白な違反が問題となるもの ②上記には至らないものの、信用組合として当然要求される業務の懈怠が問題となり、これについて役員の善管注意義務違反の疑いがもたれるものであります。

(2) 法令・定款違反の問題として、自己取引等明らかに当組合の貸付権限に疑問の持たれる貸付がみられるものの、かかる事案について直ちに旧経営陣に対する民事責任の追及が可能であるとの判断に至つてゐるわけではありません。今後さらに融資先と当組合の役員との人的関係の調査を通じて、民事責任追及に充分な違法性の存在を旧経営陣に設定できるか否か、および、かかる人的関係に基づいてなされた融資について、違法性と発生した損失との間の因果関係が果たして認定できるか否かについて、慎重な追加調査が必要と判断され、現時点では提訴を行うには至つていません。

(3) 保全不足が認められる事案、債権回収に適切さの疑われる事案、債権管理が杜撰とみられる事案等については、かかる事案について直ちに民事責任追及を行うべきとの判断に至つてはいません。当組合の破綻は、やはり、バブル崩壊に基づく担保価値の下落、融資先の経営環境の悪化による多量の不良債権の発生に起因するものと思量いたしますが、個別の事

業についても、融資債権の不良債権化がはたしてバブル崩壊に起因するのか、かかる要因以上に、旧経営陣の善管注意義務違反に起因するのか、そして、損失の発生との間に因果関係が存在することができるのかについて、今後さらに調査検討が必要であり、現時点では、訴訟を行うに至っていません。

第4 旧経営陣に対する責任追及の処理

上記が刑事责任および民事責任の追及をなしうるか否かについての現時点における調査報告であります。当管財人らは、責任追及の是非および可否について判断するには、更なる調査・検討が必要であると考えており、未だその結論を出すに至っておりません。当組合は、本年8月5日を以って事業譲渡予定であることに鑑み、それまでに結論を出すのは困難な状況であります。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなされますよう、当管財人らが行った調査に関する関係資料を同社に引き継いだ上、同社において責任追及を行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上